

## 国内募集型企画旅行条件説明書面・契約書面

※旅行業法第12条の4に規定する「取組条件説明書面」と「契約書面の一部」となります。

※旅行契約締結の場合、旅行業法第12条の5に規定する契約書面の一部となります。

### [1:募集型企画旅行契約]

(1) この旅行は、淡路島どこでもソアーズ

(以下「当社」といいます。)が、企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

(2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3) 旅行契約の内容(条件書、旅行シムプレット、ホームページ、本ご旅行条件書、ご出発までのご案内、渡航手続関係書類、ご案内とご注意、その他の案内書類(以下これらを総称して「シムプレットなど」といいます。))、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)並びに当社旅行業納款(募集型企画旅行契約の部)によります。

[2:旅行のお申し込みと旅行契約の成立] ※詳細は「その他の旅行条件」をご覧ください。

(1) 当社の営業所にて当社指定の旅行申込書に所定の手続きを記入のうえ、シムプレットなどに記載した申込金(旅行代金の全額または一部)を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金、取送料または違約金のそれぞれ一部または全部として取扱います。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時成立するものとします。「振込み」の場合はお客様が振込み手続が完了した時点、「ゆうちょ銀行口座自動引き落とし」の場合は引き落としがされた時点で成立します。なお、特定コースにつきましては、別途シムプレットなどに定めるところによります。

(2) 当社は、電話、郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点で成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込金(旅行代金の全額または一部)を受領した時成立するものとします。この期間内に申込金を提出されない場合は、予約がなかったものとして取扱い場合があります。

(3) 当社は、同一コースにおいて、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解散等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(4) 契約責任者は当社の指定日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行解散後においては、あらかじめ契約責任者が選んだ構成者を契約責任者とみなします。

(6) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

### [3:申し込み条件]

(1) 2名様以上でお申し込みください。ただし、旅行内容によってはご人数を問わない場合があります。

(2) お申し込み時点で未成年の方は、当社が別途定めた条件に該当する場合を除き、親権者の同意書が必要となります。旅行解散時時点で15歳未満の方は保護者の同行が必要です。未成年者同士のお申し込み・参加につきましてはお断りする場合があります。

(3) 特別の条件を定めた旅行については性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(4) 心身に障りのある方(耳の不自由な方、目の不自由な方、歩行の不自由な方、補助犬をお連れの方など)、現在健康を損なわれている方(血圧異常、心臓病、慢性疾患、食物アレルギー、動物アレルギーなど)、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、その他特別な配慮が必要される方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに対応します。お客様の状況及び旅行中に必要とされる措置については、あらかじめ当社よりお問い合わせいただけます。(旅行契約の成立後これらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。

なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要

する費用はお客様の負担となります。当社は現地事情や利用機関などの状況を踏まえて旅行が安全かつ円滑に実施するために、介助される方又は同伴される方の同行、公的機関や利用機関の求めによる医師の診断書や所定の書類の提出、コースの一部について内容を変更することなどを条件とさせていただきます場合があります。

また、お客様からお申し出いただいた措置について手配ができない場合は、旅行契約のお申し込みをお断りする、あるいは旅行契約を解除させていただきます場合があります。

また、現地事情や公的機関、利用機関の状況により、旅行契約のお申し込みをお断りする、あるいは旅行契約を解除させていただきます場合があります。

(5) お客様が旅行中に疾病、傷病その他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(6) お客様のご都合による別行動はできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。また、お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、事前にご旨および復帰の有無について必ず当社、添乗員もしくは現地係員にご連絡いただきます。

(7) お客様がホテル、観光地等において指定された集合場所、集合時間に無連絡で集合せず、搜索する事態が生じた場合、当社は安全確保の観点から、ご同行者の有無にかかわらず、捜索活動の為各関係機関に必要な措置をとる場合があります。その場合、搜索にかかる経費はお客様負担となります。

(8) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(9) お客様が下記の①～③の何れかに該当した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

③お客様が風説を流布し、偽造を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

(10) キャンセル待ちの取扱いについての特約

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合に、お客様の希望により、お客様と特約を結んで当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下、「キャンセル待ちの取扱い」といいます。)をすることがあります。

①お客様がキャンセル待ちの取扱いを希望する場合、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間について、確認したうえで申込書と申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約が成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。

②当社は、①の申込金相当額を預り金として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様ご旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

③旅行契約は、当社が②により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知がEメール等の電子承諾通知の方法によって行われた場合は、お客様ご到着した時)に成立するものとします。

④当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様ご払い戻します。

⑤当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様ご払い戻します。この場合、お客様からのキャンセル待ちの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間であったときでも当社が取消料をいただきます。

(11) その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

### [4:旅行契約書面と最終旅行日程表のお渡し]

(1) 当社は、お客様からの旅行お申し込み後速やかにお客様ご旅行日程、旅行サービス

の内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。既にお申し込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。契約書面は、本ご旅行条件書1項(3)に記載の「シムプレットなど」により構成されます。当社が旅行契約より手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲内シムプレットなどに記載するところによります。

(2) 本頁(1)のシムプレットなどをお渡し後、当社は確定した集合場所等の旅行日程、利用運送機関および宿泊機関等が記載された最終旅行日程表を旅行解散日の前日までにお渡しします。(当社は旅行解散日の5日前頃にお渡しできるよう努力いたします。)ただし、お申し込みが旅行解散日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の場合には、旅行解散日当日にお渡しすることがあります。また、日帰り、1泊コースの一部では本頁(1)のシムプレットなどに最終旅行日程表が併記されている場合があります。なお、最終旅行日程表のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

### [5:旅行代金のお支払い]

(1) 旅行代金は、旅行解散日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。それ以降のお申し込みの場合は、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

### [6:旅行代金の適用]

(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方は、おとな代金、満6歳以上12歳未満の方は、子供旅行代金となります。また、航空機利用コースの満3歳以上6歳未満の方は、幼児旅行代金となります。いずれも旅行解散日当日を基準とします。

(2) 旅行代金は、各コースごとに表示してあります。出発日とご利用人数でご確認ください。

### [7:お支払い対象旅行代金]

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはシムプレットなどに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「費用代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第13項(1)の[1]「取消料」、第14項(1)の[1]「違約料」および第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

### [8:旅行代金に含まれるもの]

(1) 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金(等級の選択できるコースと特定の等級を利用するコースがあり、シムプレット等ご明示してあります)。

(2) 旅行日程に記載した宿泊料金および税・サービス料金

(3) 旅行日程に記載した食事料金および税・サービス料金

(4) 旅行日程に記載した観光料金

(5) 添乗員付きコースの場合は、添乗員が同行するために必要な諸費用

●上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしません。

### [9:旅行代金に含まれないもの]

前(旅行代金に含まれるもの)に記載したものを以外は、旅行代金に含まれません。その一部を以下ご紹介します。

(1) 超過手荷物料金(各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの)

(2) クーリング代、電報・電話料、追加飲食等個人的性質の諸費用およびこれに係る税・サービス料金

(3) ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金

(4) ご自宅から発着空港等集合・解散地地点までの交通費、および旅行解散日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

(5) 空路旅立施設使用料

(6) 傷害・疾病に関する医療費等

(7) 国内旅行傷害保険(任意保険)

(8) 施設等が重なる送迎サービスにかかる費用

(9) 特別な配慮が必要な場合に講じた措置に要する費用

### [10:旅行契約内容の変更]

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関

等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画に於かない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様ごあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。

ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

## 【11:旅行代金の変更】

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。

①利用する運送機関の運賃・料金が著しく、経路情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額に旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。

②前第10項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額に旅行代金を変更します。

③前第10項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対しての取送料、違約料その他現に支払ひ、又これから支払ひべき費用を含む。)が増加したときは、サービスの提供が行われなくなったにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更(オーバーブッキング)の場合を除き、当社はその変更差額に旅行代金を変更します。

④当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレットなどに記載した場合、旅行契約の成立後にご当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレットなどに記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 【12:お客様の交代】

①お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、所定の金額の手数料とともに当社ご提出していただきます。

②旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を継承するものとします。

③当社は、旅行サービス提供現場への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合があります。この場合、契約者であるお客様は次回より旅行契約を解除し、契約上の地位を譲受されようとしたお客様は、本条件書の定めるところにより、当社と新たに旅行契約を締結していただきます。

④国内旅行傷害保険は、別途、保険契約が必要です。

## 【13:旅行契約の解除・払戻】

①旅行開始前の解除の場合

①お客様は、次に定める取送料をお支払ひいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表でいう「旅行契約の解除期日」とは、当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、確認したときを基準とします。

解除時期等	取 消 料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	20～8日目	旅行代金の 20%
	7～2日目	旅行代金の 30%
前日の解除		旅行代金の 40%
当日の解除		旅行代金の 50%
旅行開始後の解除、無連絡不参加		旅行代金の100%

②お客様は、次に掲げる場合において、第13項①①の規定に係らず、旅行開始前に取送料を支払ひことなく旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

①契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が、第23項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

②第11項①に基づき、旅行代金が調整費決定されたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる

おそれが極めて大きいとき。

④当社がお客様に対し第4項ご定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由によりパンフレットなどに記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

⑥当社は、本頁①の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金から所定の取送料を差し引いた額を払い戻します。

⑦お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または、途中離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

⑧旅行契約の成立後ごコースまたは、出発日を変更された場合も上記の取消料の対象となります。

⑨旅行開始後の解除の場合

①お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または、途中離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責に帰さない事由により、パンフレットなどに記載した旅行サービスを受領できなくなったとき、または、当社がその旨を告げたときは、お客様は、取送料を支払ひことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち、当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合は、当該金額から当該旅行サービスに対して取送料、違約料その他を既に支払ひ、又これから支払ひべき費用に係わる金額を差し引いたものを払い戻します。

## 【14:当社による旅行契約の解除】

①旅行開始前の場合

①お客様が第5項ご規定する期日までに旅行代金を支払ひないときは、旅行契約を解除することができますがこの場合、第13項①の①に規定する取送料と同額の違約料をお支払ひいただきます。

②次の各a)～h)に該当するときは、当社も旅行契約を解除することがあります。

a)お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b)お客様が病気、或いは必要な介助者の不在等の第3項④に記載した事由を含むその他の事由により、当該旅行に附与されないと認められるとき。

c)お客様が他のお客様ご迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

③お客様の乗降内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

④お客様が第3項第9号①～③の何れかに該当することが判明した時

⑤お客様の数がパンフレットなどに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)に当たる日より前までご旅行を中止する旨を通知します。

⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

⑦天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットなどに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となる恐れが極めて大きいとき。

⑧当社は、本頁①の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金全額を払い戻します。

⑨旅行開始後の場合

①旅行開始後であっても、当社は、次に掲げる場合においては、お客様ご理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a)お客様が病気、或いは必要な介助者の不在等の第3項④に記載した事由を含むその他の事由により、旅行の継続が促されないと認められるとき。

b)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等や、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③お客様が第3項第9号①～③の何れかに該当することが判明した時

④天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

⑤解除の効果および払い戻し

当社が本頁②の①により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来ご向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払ひ、または、これから支払ひべき取送料、違約料その他の名目による費用を差し引いた額を払い戻します。

⑥当社は、本頁②の①a)、d)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が出発地へ戻るために必要な手配をします。なお、これに要する一切の費用は、お客様の負担とします。

## 【15:旅行代金の払い戻し】

①当社は、旅行代金の変更の規定より旅行代金を減額した場合、または旅行契約の解除・払戻および当社による旅行契約の解除の規定よりお客様しくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様ごに対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様ごに対し当該金額を払い戻します。

②本頁①の規定は、第19項(当社の責任)または第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 【16:旅程管理】

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。

ただし、当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講じます。

②本頁①の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかきやうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限ごとめるよう努めます。

③当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等より保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払ひなければなりません。

## 【17:当社の指示】

お客様は、旅行開始後、旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 【18:添乗員等】

①添乗員の同行の有無は、パンフレットなどに明示します。

②添乗員の同行する旅行ごあっては添乗員が、現地添乗員の同行する旅行ごあっては現地添乗員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。

③添乗員の業務は、原則として、8時から20時までとします。

④添乗員が同行しないコースはおお客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン券をお渡しますので、ご旅行の手続きはおお客様ご自身で行っていただきます。

⑤現地添乗員が同行しない区間において、悪天候等によって旅行サービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

⑥一部のコースにおいては、バスガイドとして乗務経験が豊富で、旅程管理業務を行う主任者(添乗員)の資格を有したスタッフが添乗員兼バスガイドとして同行する場合があります。

## 【19:当社の責任及び免責事項】

(1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配代行させる者(以下「手配代行者」といいます。)の故意または過失により、お客様ご損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。

(2)本頁(1)の規定は、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(3)お客様が次に例示するような当社または当社の手配代行者が管理できない事由により損害を被られたときは、当社は本頁(1)の責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

ア.天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
イ.運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、または、これらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ.官公署の命令、伝染病による隔離、または、これらによって生じる旅行日程の変更、中止。  
エ.自由行動中の事故。  
オ.食中毒

カ.盗難

キ.運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等、または、これらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地帯在期間の短縮

ク.運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

(4)手荷物について生じた本頁(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はお一人様あたり最高15万円まで(当社ご故意または重大過失がある場合を除く。)とします。

## 【20:特別補償】

(1)当社は、前頁に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が本企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被られたときは、旅行業協会の「特別補償規程」により、死亡補償金・後遺障害補償金(限度額)として、1,500万円、入院見舞金として入院日数より2万円～20万円または通院見舞金として通院日数(3日以上)により1万円～5万円のいずれかの高い方の金額、携行品に対する損害につきましては損害賠償金15万円を限度(ただし、1個または1対ごついでに補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨明示した場合に限り、「当効旅行参加中」といいたしません。また、現金、クレジットカード、貴重品、薬品・化粧品・食料品等の消耗品、撮影器材のフィルム、記録媒体に書かれた原稿等の補償はしません。

※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救急者費用等は一切適用されません。

(2)お客様が、旅行中に被られた損害が、お客様の故意、故意の法令違反・法令に違反するサービスの提供の受領、酒酔い運転、疾病、妊娠、出産、早産、流産等のため、募集型企画旅行に含まれない場合の、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スライダービンゴ、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロプロト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときおよび地震、噴火または津波そしてその事由に準じて生じた事故・秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は本頁(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運動が、旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3)当社が、本頁(1)に基づく補償金支払義務と前頁による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 【21:お客様の責任】

(1)お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行協会の規定を守らなかったことにより、当社が損害を被った場合は、当社よりお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、パンフレットなどに記載された旅行者の権

利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後、パンフレットなどに記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに添乗員、現地ガイド、現地手配会社、当効旅行サービス提供機関等へその旨を申し出なければなりません。

## 【22:オプションツアー】

(1)当社の企画旅行参加のお客様を対象として、別金の旅行代金を収受して実施する小旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が企画・実施するオプションツアーに対する第20項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取扱います。

(2)当社以外の者が企画・実施するオプションツアーに参加された場合、当社は第20項の特別補償規程を適用しますが、それ以外の責任を負いません。

## 【23:旅行条件・旅行代金の基準】

本旅行条件と旅行代金の基準日は、別途お渡しするパンフレットなどに明示した日となります。

## 【24:事故などのお申し出について】

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。

(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## 【25:旅程保証】

(1)当社は、下表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の[1]～[3]を除き、旅行代金ご下表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更については、当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または、一部として支払います。

[1]次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払います。

ア.旅行日程ご支障をもたらす悪天候、天災地変、

イ.戦乱、

ウ.暴動

エ.官公署の命令、

オ.ウ.航、不通、休業等による運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、

カ.遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運計計画によらない運送サービスの提供、

キ.旅行参加者の生命、または、身体的安全確保のため必要な措置、

[2]第13項および第14項の規定に基づき旅行契約が消滅されたときの当効消滅された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

[3]パンフレットなどに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当効旅行サービスの提供をうけることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本頁(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金ご15%を乗じて得た額を出限します。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が、1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いご替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をする場合があります。

(4)当社が、本頁(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更について第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は、当該変更に係る変更補償金を当社ご返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額ご旅行者が返還すべき変更補償金とを相殺した残額を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4 契約書面記載の運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 パンフレットなどに記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 パンフレットなどに記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更(海外旅行のみ)	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類・設備又は景観の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事実の変更	2.5	5.0

## 【26:個人情報の取り扱いについて】

1.当社は、個人情報の利用にあたっては、その利用目的を明確にするとともに、利用目的の達成に必要な範囲で利用、提供等を行うとともに、目的外利用を防止する措置を講じます。

2.当社は、個人情報の取得にあたっては、適法かつ適正な方法で行います。

3.当社は、個人情報の管理ならびに取扱いにあたっては、その利用目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容ご保持、個人情報の漏えい、滅失またはき損の予防ならびに是正その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

4.当社は、個人情報管理責任者を任命し、個人情報を管理する部署毎ご管理者を置き、適切な管理を行います。

5.当社は、本人への個人情報の開示や訂正等、当社所定の手続きに基づき適切な範囲で対応を行います。

6.当社は、確実に個人情報保護の実現のため、個人情報保護に関する諸法令、業界法規、社会規範等を遵守します。

7.当社は、保有する個人情報に対するお問い合わせや苦情に対して、受付・対応の体制ご手帳を整備し、迅速ご対応いたします。

## 【27:その他】

(1)お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等ご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配ご要した諸費用は、お客様ご負担いただけます。

(2)お客様のご便宜をはかるため土産物店ご案内することがありますが、お客様ご自身は、お客様ご自身の責任で購入していただきます。

(3)当社は、いかなる場合も旅行の再実施いたしません。

(4)当社の募集型企画旅行ご参加頂くことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録はお客様ご自身で当効航空会社へ行って頂きます。利用航空会社の変更によりお客様ご受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、当社は第19項(1)並びに第23項(1)の責任を負いません。

(5)この条件書ご定めのない事項は当社旅行業協会(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業協会ご希望の方は、当社へご請求ください。当社旅行業協会は、当社ホームページからもご覧いただけます。